

出品・出展（店）要項

●出品物について

出品物は、原則として登米市内で生産または製造・販売されているものとしします。出品物の選択は、出展（店）者の自由ですが、商品構成に偏りが見られる場合、調整させていただく場合があります。

次に該当するものは販売できません。

- ① 法令により販売を禁止されているもの。
- ② 法令に抵触するもの、あるいは、その恐れがあるもの。
- ③ JAS法及び食品衛生法に基づく表示がされていないもの。
- ④ 消費者の安全を損なう恐れがあるもの。
- ⑤ その他主催者が好ましくないと判断したもの。

出品物（食品）の表示についてのお願い

- ▶ 消費者の食品の品質及び安全性や健康に対するニーズが高まりをみせていることから、JAS法及び食品衛生法に基づく表示や販売を遵守していただきます。
- ▶ 出展（店）の最中でも、食品表示、販売方法等について監督官庁等の指摘を受けた場合で、出展（店）方法の変更や改善されない時には、撤退していただく場合があります。

●出品に対する損害保険等

出品物及び搬入物に対する損害保険は、会場に搬入された時から搬出するまで、必要に応じて出展（店）者で加入してください。

●出品物の管理

主催者において、監視要員を配置し会場全体の保全に努めますが、原則として出品物の管理は出展（店）者の責任とします。

●出展料

1. 出展（店）料は各コーナーすべて無料とします。
2. 装飾・什器等の使用に関する経費は出展（店）者の負担とします。

●出展（店）者の経費負担

出展（店）料以外に出展者の負担となる経費には、次のようなものがありますので、

参考にしてください。

- ① 出品物の輸送・販売・実演・試飲・搬出・撤去等出展（店）者の行為に関する費用
- ② 出展者に責任がある許認可等に係る費用（営業許可、酒類販売等）
- ③ 出展者が独自に加入する損害保険等の費用
- ④ その他（販売員等の交通費、昼食費等）

●出展（店）にあたっての留意点

搬入・搬出時間（予定）

搬入 10月22日（金）午後1時30分～午後4時

搬出 10月24日（日）午後3時30分～午後6時

駐車場について

- ① 会場への荷物の搬入は両日とも午前7時30分から午前9時00までとします。
- ② フェスティバル当日は荷物搬入後、指定の駐車場（登米村田製作所）へ移動願います。
- ③ 駐車場からはシャトルバスを利用してください。

その他

- ① 火気の取り扱いについては、事前に事務局への届出があった場合のみ許可します。また、防災対策（消火器の準備等）は、各出展（店）者が責任をもって行ってください。
- ② ゴミは各出展（店）者の持ち帰りを原則とします。ゴミを持ち帰れないときは、登米市が指定するゴミ袋（有料）でゴミ収集所へ持ち込んでください。（燃やせるゴミと燃やせないゴミに分別）

※出展（店）条件一覧

	会 場	製品 販売	調理 販売	実演	試食	備 考
展示ブース	迫体育館	○	×	○	△	100V電源1使用可 1ブース：2.4m×3.6m×1.8m （縦×横×高さ）
屋外出店ブース	迫中江中央公園	○	○	○	○	1ブース：2.7m×2.7m （縦×横） 電源なし（発電機は、出店者で 準備願います。）

○は可、×は不可、△は要相談

※暴力団及びその関係団体等に係る団体や個人の出店は、お断りいたします。